介護保険　要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定
要介護認定区分変更・要支援認定区分変更　申請書

南巨摩郡身延町長　様
次のとおり申請します。

申請年月日　令和　　年　　月　　日

被保険者	介護保険被保険者番号		個人番号		
	フリガナ		生年月日	年　月　日（　歳）	
	氏名		性別	男・女	
	住所	〒　－ 山梨県南巨摩郡身延町 電話番号			
	前回要介護認定の結果等	*要介護・要支援更新認定の場合のみ記入	要支援　1　2　　要介護　1　2　3　4　5 有効期間　　年　月　日から　　年　月　日		
		*14日以内に他自治体から転入した者のみ記入	転出元自治体（市町村）名〔　　〕 現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 (既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択してください) はい　・　いいえ 「はい」の場合、申請日　　年　月　日		
	過去6月間の介護保険施設・医療機関等入院入所の有無	介護保険施設等の名称等・所在地	期間 年　月　日～ 年　月　日		
		介護保険施設等の名称等・所在地	期間 年　月　日～ 年　月　日		
		医療機関等の名称等・所在地	期間 年　月　日～ 年　月　日		
	有・無	医療機関等の名称等・所在地	期間 年　月　日～ 年　月　日		

提出代行者	名称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院） 印
	住所	〒 電話番号

主治医	主治医の氏名	**【裏面連絡票に記載】**	医療機関名	**【裏面連絡票に記載】**
	所在地	〒 **【裏面連絡票に記載】** 電話番号		

第二号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入

医療保険者名		医療保険被保険者証記号番号枝番	
特定疾病名			

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、身延町から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

市町村記入欄		
包括	介護	受付

本人氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者連絡票（身延町）

この申請者連絡票は、認定調査と主治医意見書作成を円滑に実施するために、峡南広域行政組合に提出されます。申請書と重複してご記入いただく部分もありますが、ご了承ください。

被保険者番号(10ケタ)

フリガナ

被保険者氏名（認定を受ける方）

生年月日　大・昭　年　月　日

申請区分	□ 新規　□ 更新　□ 変更	申請年月日	令和　年　月　日

調査場所

調査を行う場所にチェックを入れて、詳細を記入してください。

□ **自宅**(ご在宅)
□ **親族宅**
⇒ 調査場所住所：
（電話番号：　）

□ **病院**(入院中)
□ **施設**(入所中)
⇒ 病院または施設名：　入院(所)期間　月　日～　月　日予定
所在地：
※部屋番号も分かればご記入ください。（電話番号：　）

主治医（意見書作成医）

医師氏名はフルネームで記載をしてください。

医療機関名：　医師氏名：　（　科）医師

医療機関の所在地：

最終診察日：令和　年　月　日　次回受診日：令和　年　月　日

利用中のサービス

利用しているものがあれば記入してください。

□ ショートステイ　今後の利用予定を記入してください。①　月　日～　月　日　②　月　日～　月　日

□ デイサービス　□（　）　利用日（曜日に丸）⇒　日　月　火　水　木　金　土

□ 訪問介護　□ 訪問看護　利用日（曜日に丸）⇒　日　月　火　水　木　金　土

認定調査時の立会い

※日程調整と調査は平日の日中のみ行います。
午前8時30分から午後5時15分まで

認定調査は遅くとも午後4時開始です。

□ **立会う**
⇒ フリガナ　氏名　本人との続柄
※ケアマネが同伴する場合は必ずお申し出ください。

□ **立会えないが連絡を希望**
※状況の聞き取りのため、介護度などをお知らせするものではありません。
日程調整連絡先　※**平日の日中**に対応いただける連絡先をご記入ください。　連絡可能な時間帯
調査立会いができない日・時間（　）

□ **立会わない（連絡不要）**

申請の理由

現在の状況、主な病名、居住環境、日常生活での困りごと、前回の調査からの変化など、気軽に記入ください。

町記入欄

有効期間：　月末　同伴：あり（同伴者：　TEL：　）　なし

同伴可能日：

在宅介護実態調査
有・無

申請者連絡票は、身延町および峡南広域行政組合個人情報保護条例により管理され、介護保険事務以外の用途に用いることは一切ありません。

R7.4.1